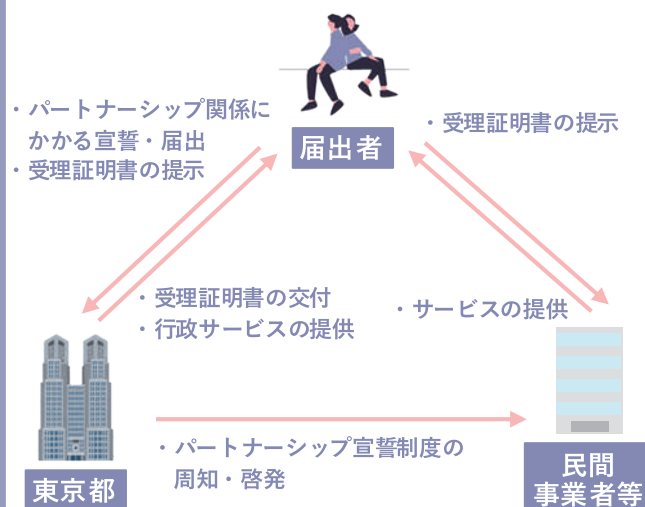


誰もが暮らしやすい街へ

この制度により、性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方が、日常生活の様々な場面での手続きが円滑になるほか、例えば都営住宅への入居申込等、新たにサービスが受けられるようになりました。

法律行為である婚姻とは異なり、パートナーシップの宣誓により法律上の効果を生じさせるものではありませんが、この制度の導入により、多様な性や性的マイノリティの方々に対する理解を広めていくとともに、生活上の困りごとの軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。

宣誓制度イメージ図



※受理証明書の提示を受けられた方は、制度の趣旨を踏まえ、日々の生活におけるご配慮や、企業の事業活動で活用いただくなど、ご協力をよろしくお願いいたします。

私たちにできること

アライであるために

性的マイノリティの方々に対する理解と支援の意志を表明している人のことを、アライ (Ally) といいます。アライであるために、今日からできることはたくさんあります。



知る・考える

- ・性のあり方が多様であることを、映画や本、講演などを通して知る
- ・自分の身の回りの環境が、多様な性のあり方を前提としているかどうか振り返る

変わる

- ・性的マイノリティの方々に対する差別的な言動を見かけたら注意する
- ・性別を限定する表現を使わない
- ・男女分けや決めつけをできるだけ無くす

伝える

- ・6色のレインボーグッズを身につけたり、置いたりする
- ・性的マイノリティのニュースや話題を日常的に取り上げ、肯定的に伝える

※6色のレインボー（赤・橙・黄・緑・青・紫）は、性的マイノリティに理解があることの国際的な象徴とされています。

「東京都パートナーシップ宣誓制度」を
よりよく知るためのリーフレット

令和8（2026）年9月1日 東京都総務局人権部
東京都新宿区西新宿2-8-1
電話：03(5388)2337

“自分らしく”を、この街で。

「東京都パートナーシップ宣誓制度」を
よりよく知るための
リーフレット



詳しくは 東京都総務局人権部HPまで

東京都パートナーシップ宣誓制度



東京都パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ関係にある二人からの宣誓・届出を、都が受理したことを証明（受理証明書を交付）する制度です。都は全国の自治体で初めて、届出から交付までオンラインで実施します。また、日常生活の様々な困りごとの場面で受理証明書が活用されるよう取り組んでいます。

パートナーシップ関係とは？

双方又はいずれか一方が性的マイノリティ（LGBT等）であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二人の関係を指します。

対象者の要件は？

本制度の対象者は、以下の全ての要件を満たす必要があります。

- お二人がパートナーシップ関係にあると宣誓したこと。
- お二人が成年であること、配偶者（事実婚を含む。）・別のパートナーがいないこと、近親関係にないこと。
- お二人又はいずれかお一人が都内在住（3か月以内の転入予定を含む。）、在勤又は在学であること。

※ 上記の要件を全て満たしていれば、国籍は問いません。

受理証明書はどこで活用できる？

受理証明書は、都が提供する都民向けサービス事業においてご活用いただけます。また、都は、自治体や民間事業者との連携・協力により、活用可能なサービスの拡大に取り組んでいます。

詳細は人権部HPまで→



いつから始まった？

2022年11月1日（火）運用開始

手順の概要は？

パートナーシップ関係

【宣誓・届出】

- パートナーシップ関係にあるお二人が、オンラインで必要書類を提出
- 都は、提出内容に不備が無いことを確認の上、受理証明書をオンラインで交付
- ※ 希望に応じて、特記事項欄に「通称名」や「子の名前」の記載も可能

【変更届】

住所等の変更又は死亡時は届出が必要

【受理証明書再交付】

利用者の申請により、最新の日付の受理証明書をオンラインで交付

受理証明書の内容

- ・交付番号
- ・お二人の氏名及び生年月日
- ・届出年月日
- ・交付年月日 等

【その他の手続】

- パートナーシップ関係を解消した場合は、届出が必要
- 転居、転職又は卒業等により双方が要件を満たさなくなった場合は、届出が必要
- ※ いずれの手続も、どちらか一方からの届出で可

制度にまつわるQ&A

なぜ制度を新設したのでしょうか？

社会における多様な性への理解は進んでいる一方、性的マイノリティの方々はパートナーシップ関係に係る生活上の困りごとがあると声を伺っています。都は、本制度により、これらの困りごとの軽減につながると考えています。

自分は性的マイノリティではありませんが、この制度によって何か影響はありますか？

人口の約5～10%が性的マイノリティに該当するとの調査結果もあることから、職場や知人、友人、家族という日々の関係において、誰もが性的マイノリティの方々に接している可能性があります。このことを知り、意識していただくことや、その他性的マイノリティの方々に対する理解と支援のために、できることはたくさんあります。また、職場等において、パートナーシップ宣誓制度受理証明書の提示を受けられた際は、本制度の趣旨を踏まえたご対応にご協力いただきますようお願いいたします。

区や市にもパートナーシップ制度がありますが、都の制度と何が違うのでしょうか？

都内では独自のパートナーシップ制度を導入している自治体があり、対象者の要件や手続、証明書の活用先等が異なります。都と都内自治体の両方の制度で要件を満たしている場合は、両方の証明書を取得いただくことも可能です。なお、都と各自治体は、証明書の相互活用にも取り組んでいます。

詳細は人権部HPまで→



※この他のQ&Aはウェブサイトをご覧ください。